

国民スポーツ大会近畿ブロック大会ローイング競技

レースにあたっての審判上の諸注意

1. 今大会は日本ローイング協会競漕規則に準じ、「大会実施要項」と「審判上の諸注意」に基づいて行う。
2. 安全は何よりも優先する。航行ルール・競漕規則を守り、十分に安全に配慮すること。
3. 舵手計量は漕艇場審判塔3階で行う。レース開始2時間前から1時間前までに、ユニフォームで計量すること。
規定の重量に達しない場合、最大限15kgのデッドウェイトを持つことができる。デッドウェイトは選手サイドで用意すること。
【ユニフォーム】
競技者がレース中に着用するシャツとショーツ、あるいはそれらが一体になったローイングスーツをユニフォームと呼ぶ。計量は、例えば帽子、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下などは着用できない。
4. 本戦と同じく、少年、成年ともに舵手の性別は問わない。ただし、異性が舵手になる場合でも、種目の規定重量が適用される。
5. メンバー変更、ブレード不統一、棄権などあらゆる変更は文書で競技開始1時間前までに競漕委員会に届け出ること。なお競漕委員会の特別の許可がない限り、メンバー変更はあらかじめ届け出た範囲外では行えない。シート変更の届け出は必要ないが、舵手と漕手が替わる場合は必要とする。申請については競漕委員会用意の『諸届用紙』を使用すること。
6. 各クルーは同じユニフォームを着用し、服装(アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等を含む)は見た目も含めて統一されていること。帽子・はちまきについてはクルー内で着用するしないは自由だが、着用する場合は同じ物とすること。
舵手はユニフォームに加えて他の衣服を着用しても良い。この場合、必ずユニフォームの下に着用すること。

※本戦では、ユニフォームに所属する都道府県名のみを表示するものとし、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育・スポーツ協会のマーク等、所属する都道府県を表すデザインについては、表示することも可能とされています。(国民スポーツ大会ユニフォーム規程)企業名学校名等が表示されたユニフォームの着用は認められませんのでご注意ください。
ただし、本戦参加が不明な段階で、ユニフォームの負担を強いるのは参加者の経済的負担を増大させるため、本大会においては統一されたユニフォームの着用義務までにとどめます。
7. 救命具を携行するなどの安全対策を各クルーの責任において実施すること。
8. 各クルーは既定の大きさ、素材のパウナンバー(プログラム等に記載されたレーン)を艇首に装着すること。
※材質:プラスチックまたは木製、寸法:縦25cm×横15cm×厚さ2mm、色:白地に黒文字
9. 艇の故障等で発艇定刻に遅れそうな状況が生じたときには、速やかに近辺の審判員に連絡すること。この場合、競漕委員会の許可を得た上で最大限2レース分の猶予を与える事がある。しかし時間内に修復できなければDNSとなるので、艇の点検・整備は十分に行っておくこと。尚、猶予時間内にスタート位置に到着できたとしてもイエローカードは与えられる。
10. クルーは発艇員の呼び込みに従ってコースに入るものとし、発艇定刻2分前までに発艇位置につけること。

11. 「発艇」は定刻に行うことを原則とするが、天候やコースの状況により前後する事がある。各クルーは2分前以降はいつでもスタートできる体制を整えて置くこと。発艇は発艇員の判断で行うので、クルーは原則発艇猶予を求めることはできない。
12. 気象条件により発艇号令が聞こえない場合がある。クルーは旗の動きを見てスタートすること
13. 自己のレーンを守らねばならない。主審より警告(注意)および方向の指示等があった際には速やかにそれに従うこと。また、状況により、競漕から遅れたクルーを主審艇が追い抜くことがある。その際、波をかぶることになるが容赦してほしい。
14. 「落水」が発生した場合、速やかに自力で再乗艇できたクルーにはレースの継続を認める。乗艇に手間取り次レースへの影響や、安全上問題があると判断した場合は救助する。この場合の扱いはDNFである。
15. レース終了後、主審が白旗をあげレース漕了を示すまでは、その場に待機すること。レースに対し異議がある場合は白旗が上がるまでに申し出ねばならない。
16. クルーが違反・不正行為等を行った場合、指導や警告(注意・イエローカード・レッドカード)が与えられる。イエローカードを2回与えられるとレッドカードとなり処分は除外となる。
17. 今大会に監視部署は無い。しかし監視を行わない訳では無いので、下記のチェック項目に違反の無いように注意すること。
 - (1) 出漕申込書に基づいたクルーメンバーでの出場
 - (2) 服装の統一
 - (3) ブレードカラーの統一
 - (4) デッドウェイト携行対象クルーのデッドウェイト
 - (5) ストレッチャーの安全性の担保(靴のかかどが水平で止まる等)※(5)の違反についてはレッドカードが与えられるので留意すること
18. 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等、無線通信機器については、競漕規則 64 条で謳われる許可データ(タイム、ストローク・レート、艇速/加速度、心拍数)を収集する目的で使用する場合にのみ艇内に持込むことが許される。レース用の航行ルールが適用されている全時間帯において、艇外との交信、およびデータの送受信が確認された場合は、失格となるので注意すること。
19. いかなる場合も、コースに沿いクルーに自転車にて伴走することを厳禁とする。伴走を発見した場合は、関係クルーを失格にする。

以 上